

# 尼崎市 空家活用 アドバイザー派遣事業

市ホームページ

QRコード



## 空家のお悩み・ご相談にお答えします！

- ◎空き家の修繕やリフォーム、どこを、どうすればいいの？
- ◎空き家を貸したい！売りたい！どうすればいいの？
- ◎空き家の建替えをしたいけど、何をすればいいの？

### ●対象者

空き家の所有者又は管理者であり、かつ、その所有権の登記名義人や管理する者が宅地建物取引業者又は不動産業者等でない方

### ●派遣アドバイザー・派遣時間・派遣人数

宅地建物取引士又は一級建築士の専門資格者で1回（派遣時間1時間以内）の派遣につき1名

### ●申請期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）まで

### ●派遣費用及び派遣回数

無料で原則、同一の空家につき2回まで

## 申請書類

- 空家活用アドバイザー派遣申請書（第1号様式 ※裏面が申請書になっています。）
- 派遣対象物件の登記簿又は登記事項証明書の写し（申請日から6カ月以内に発行されたもの。）
- ※ 先着順で実施し、予算が無くなり次第受付を終了します。
- ※ 制度の詳細は本市のホームページをご覧ください。

## 派遣までの流れ

- ① 派遣希望日の1カ月前までに「空家活用アドバイザー派遣申請書（第1号様式）」と「派遣対象物件の登記簿又は登記事項証明書の写し」を郵送又は持参してください。
- ② アドバイザーから直接ご連絡し、派遣日時や相談内容の調整をさせていただきます。
- ③ 本市から「空家活用アドバイザー派遣決定通知書（第5号様式）」を送付します。
- ④ 設定された日時にアドバイザーが現地に伺い、助言や情報提供を行います。
- ⑤ 派遣終了後「空家活用アドバイザー派遣結果報告書（第7号様式）」を郵送又は持参してください。

## 相談できる内容

- 空家の活用に関すること ○空家に関する不動産の売買又は賃貸借に関すること
- 空家の建替えに関すること ○空家のリフォームに関すること など
- ※ アドバイザーは申請者が意思決定を行うための助言を行うものであり、申請者の意思決定に基づいて生じた結果について責任を負うものではありません。

問い合わせ先



尼崎市役所  
住宅政策課  
(市役所 北館5階)

☎ 06-6489-6608

月曜日～金曜日 9:00-17:30  
※ 祝日を除く

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

E-mail: [ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp)

尼崎市HP: <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>  
ページ番号: 1011585



尼崎市空家活用アドバイザー

検索

(あて先)  
尼崎市長

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

㊟

## 空家活用アドバイザー派遣申請書

空家活用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣を受けたいので、尼崎市空家活用アドバイザー派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

派遣を希望する内容	事項 (右記のいずれかに○を記入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家の活用に関すること。</li> <li>空家に関する不動産の売買又は賃貸借に関すること。</li> <li>空家の建替えに関すること。</li> <li>空家のリフォームに関すること。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>
	具体的な相談内容 (別紙添付でも可)	
派遣希望日時 (派遣時間は1時間以内)	第1希望： 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで 第2希望： 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで 第3希望： 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで	
派遣場所 (空家所在地)	※申請者の住所と同じ場合は記入不要です。	
派遣希望アドバイザー名		
参加予定人数	名 (派遣アドバイザーは除く)	
派遣についての連絡先 (申請者と異なる場合のみ記入)	住所： 氏名： 電話番号：	
備考		

注1) 太枠内に必要事項をご記入ください。

注2) 派遣希望アドバイザー名欄には、要綱第9条第6項に規定する空家活用アドバイザー登録簿の中からアドバイザーを選定しご記入ください。

注3) 本申請書に記載された事項は、本事業を実施するにあたり、市からアドバイザーへ基礎情報として提供しますのでご了承ください。

注4) 派遣日時及び派遣場所については、派遣決定後、希望アドバイザーより日程調整及び派遣場所確認の連絡があります。

注5) 申請者が、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者であるときは、アドバイザーの派遣を行いません。また、派遣決定後にその旨が判明したときは、派遣決定を取り消します。

※ 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を兵庫県警察本部に照会することがあります。